

令和 7 年 第 2 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月26日（水）午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 （15人）

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 （0人）

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第9号までについて

議案第1号 市長の権限に属する事務の委任について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋利彰
参事	佐瀬浩幸
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和7年第2回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数を報告してもらいます。事務局長。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名全員でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は13名でございます。
議 長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和7年第2回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 小関昭男委員、議席番号11番 穂原洋子委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年2月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年2月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第9号まででございます。

はじめに議案第1号 市長の権限に属する事務の委任についてを議題といたします。

事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 市長の権限に属する事務の委任について、地方自治法第180条の2の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和7年2月26日 提出 佐野市農業委員会会長。

事務の委任の内容ですが、農地法の一部改正に伴い、違反転用に対する是正措置命令に対し、違反転用者等が正当な理由なく命令に従わなかった場合に、その旨及び当該土地の地番等を公表できるという内容が追加され、令和7年4月1日からその事務を開始するというものです。

この事務の委任をするために、市の規程が改正されます。

こちらは、市が作成した佐野市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する改め文です。

今回の規程の改正では、農業委員会以外の部分も含まれているため、農業委員会に係る部分のみ説明させていただきます。

先ほどの改め文を分かりやすくしましたのが、こちらの新旧対照表ですが、農業委員会に係る部分のみ説明させていただきます。

ページの下の方、別表 第2条関係をご覧ください。冒頭で説明しました公表に関する項目が、委任する事務の農地法関係14号に追加され、以下、順次番号が一つずつずれます。

そのほかは文言等の修正となっております。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年2月26日提出 佐野市農業委員会会長。

3条815番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台、刈払機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は250日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条816番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機2台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜・梅となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条817番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.

0.1 km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台、トラクター1台、田植機1台を所有、稲刈機1台をリースしております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は250日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条818番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5 km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、小型トラクター1台、管理機2台、乗用草刈機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は290日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条819番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5 km、所要時間は5分です。農地の利用状況につきましては、受入が3条818番と同じですので省略します。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条820番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1 km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕耘機1台を所有しています。主な経営作物は、米・野菜・栗となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は330日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年2月26日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第3号 5条1141番から5条1149番について、調査班お願いします。

調査班

5条1141番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地のため原則許可できます。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1142番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1143番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地する

ことができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1144番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1145番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1146番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1147番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地のため原則許可できます。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1148番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1149番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(川田 恒夫委員 挙手)

川田委員どうぞ

2 番
川田委員

5条1149番ですが、渡人の名前が議案書と現地調査・検討結果報告書で違いますが、どちらが正しいのですか。

議 長

事務局、お願いします。

事務局

申し訳ございません。議案書の方が間違っておりますので訂正をお願いいたします。

議 長

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局に議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和7年2月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号 非農地550番から非農地552番について、調査班をお願いします。

調査班

非農地550番について報告いたします。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地551番について報告いたします。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地552番について報告いたします。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局に議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和7年2月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 5 号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

農用地除外 1 0 3 番について、調査班お願いします。

調査班

農用地除外 1 0 3 番について報告します。調査に係る意見ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると農用地以外となります。申出地は人為的に転用行為が行われており、また 2 0 年以上経過しており、農地への復元が困難であると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は非農地証明の見込みは、有りと思われます。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより議案第 5 号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 5 号については、農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第 5 号については、農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第 6 号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについてを議題といたします。

事務局に議案第 6 号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第 6 号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 1 0 の 4 の 1 及び 3 の規定により、佐

野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和7年2月26日提出 佐野市農業委員会会長。

取消しする利用集積計画ですが、令和6年12月24日開催第12回佐野市農業委員会総会にて決定されたものの7番の案件です。取り消す理由ですが、令和7年1月24日に売買契約締結後、所有権移転登記を行う予定であった農地について、締結前に譲渡人死亡により、後日改めて売買契約を行うことになったためです。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号については、依頼のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第6号については、依頼のとおり決定することに決定いたしました。

次に、議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案第7号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和7年2月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

利用権設定関係の7番について、議席番号12番 小久保勝委員が、議事参与の制限に該当します。

7番について審議します。

小久保勝委員の退室をお願いします。

(小久保委員 退室 14:24)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の7番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって利用権設定関係の7番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

小久保勝委員の入室をお願いします。

(小久保委員 入室 14:25)

次に、利用権設定関係の7番以外の案件及び、所有権移転関係について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の7番以外の案件及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第7号利用権設定関係の7番以外の案件及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案第 8 号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和 7 年 2 月 26 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 8 号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 8 号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第 8 号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局に議案第 9 号の説明をもらいます。

事務局

議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和 7 年 2 月 26 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 9 号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第9号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和7年第2回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時30分閉会